

【参考資料1】

資料1の説明コメント

資料1の左側、「1 青森市納付金確定額（青森県公表資料抜粋）」をご覧くださいと、表中の金額は、県から示された納付金確定額について、円単位の部分を千円単位に切り上げた当初予算ベースで、表記したものです。

令和3年度金額①は、令和2年度金額②と比較しますと、約2億2,000万円の減額となっており、74億4,453万1,000円となります。

減額となった主な理由としては、資料1の右側、一番上にある「4 納付金算定上の基礎数値（青森市分）」をご覧ください。

○表中の①被保険者数を見ると、平成29年度から令和元年度にかけて年々減少していること

○表中の②前期高齢者数は、平成29年度から令和元年度にかけて横ばいで推移しているものの、②を①で割り返した③前期高齢者加入率は、令和元年度は47.6%と平成29年度と比較すると105.32%の伸びとなっていることから、令和3年度の納付金算定において、社会保険診療報酬支払基金からの「前期高齢者交付金」が増加したこと等が理由としてあげられます。

次に、資料左側の真ん中にある「2 国民健康保険事業特別会計の決算状況」をご覧ください。

最初に一番右側の項目「令和3年度当初予算（案）」をご覧ください。表下段の歳出の8款「国民健康保険事業費納付金」に県から示された納付金である74億4,453万1,000円に基づき、令和3年度当初予算を編成すると、一部財源不足が生じることから、資料左側の一番下にある「3 国民健康保険事業財政調整基金の状況」の一番右側にある「令和3年度（見込）」の欄の取崩額に記載されている「1億5,616万8,000円」を取り崩し、2の表の歳入の9款「繰入金」に繰り入れすることで調整が図られることになります。

次に資料右側の真ん中にある「5 青森市現行税率と県が算定した令和3年度青森市標準保険料率の比較」をご覧ください。表の下の方において、青森市現行税率と県が算定した令和3年度青森市標準保険料率を比較しておりますが、

【参考資料1】

基礎分、後期高齢者支援金分、介護分の合計で、

- ・ 所得割率は、現行 14.91%に対して標準保険料率 14.06%となり、現行が 0.85 ポイント 高く
- ・ 被保険者均等割額は、現行 40,200 円に対して標準保険料率 61,838 円となり、現行が 21,638 円低く
- ・ 世帯別平等割額は、現行 32,400 円に対して標準保険料率 39,799 円となり、現行が 7,399 円低くなっており、現行は応能負担が高く、応益負担が低い税率設定となっております。

また、本市の国民健康保険加入世帯のうち約 62%(※)が法定軽減対象世帯となっており、現行税率は低所得世帯に配慮した税率設定となっております。 ※令和2年度当初賦課時点

以上から、本市の令和3年度納付金は、県全体の被保険者数の減少に伴う保険給付費と国等からの公費の影響等により減少することから、本市の令和3年度国民健康保険税は、現行税率のままだでも令和3年度納付金を賄える見込みであるため、

令和3年度は現行税率のまま改定は行わないものといたします。